

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成20年2月28日(2008.2.28)

【公表番号】特表2007-530840(P2007-530840A)

【公表日】平成19年11月1日(2007.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2007-042

【出願番号】特願2007-505734(P2007-505734)

【国際特許分類】

E 05 B 19/06 (2006.01)

E 05 B 29/08 (2006.01)

【F I】

E 05 B 19/06

E 05 B 29/08

【手続補正書】

【提出日】平成20年1月8日(2008.1.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

端縁面にてつながった第1および第2の概ね平らな反対側を向く側面を画成し、前記第1そして第2の側面の少なくとも一方がキー組み合わせ面を画成するキーカットを形成するように切削可能である概ね細長い軸部と、

この細長い軸部に対して可動に配されてシリンダー錠プラグに配された錠組み合わせ要素に接触するようになっており、この錠組み合わせ要素に対して付勢力を加えるための固有エネルギーを有し、前記細長い軸部に形成された凹部に配され、前記第1および第2の側面の両方を越えて前記凹部から外側に弾性的に突出可能である弾性アームを具える少なくとも1つのキー組み合わせ要素と

を具えたことを特徴とするキー素材。

【請求項2】

前記少なくとも1つのキー組み合わせ要素が旋回軸線を中心として旋回可能であることを特徴とする請求項1に記載のキー素材。

【請求項3】

前記少なくとも1つのキー組み合わせ要素は、少なくとも1つの錠組み合わせ要素を付勢するための複数の接触面を具えていることを特徴とする請求項1または請求項2に記載のキー素材。

【請求項4】

前記少なくとも1つのキー組み合わせ要素は、前記凹部から延在する弧状の切欠きに旋回するように取り付けられた共通のベースから延在する一対の弾性アームを具え、前記凹部は、前記弧状の切欠きから半径方向に拡がる溝が形成され、この溝の壁が前記弾性アームの角運動範囲を画成することを特徴とする請求項1から請求項3の何れかに記載のキー素材。

【請求項5】

端縁面によってつながった第1および第2の概ね平らな反対側を向く側面を画成し、前記第1および第2の側面の少なくとも一方にキー組み合わせ面を画成するキーカットが形成された概ね細長い軸部と、

この細長い軸部に対して可動に配されてシリンダー錠プラグに配された錠組み合わせ要素に接触するようになっており、この錠組み合わせ要素に対して付勢力を加えるための固有エネルギーを有し、前記細長い軸部に形成された凹部に配される弾性アームを具え、かつ前記第1および第2の側面の両方を共に越えて前記凹部から外側へ弾性的に突出することができる少なくとも1つのキー組み合わせ要素と  
を具えたことを特徴とするキー。

#### 【請求項6】

前記少なくとも1つのキー組み合わせ要素が旋回軸線を中心として旋回可能であることを特徴とする請求項5に記載のキー。

#### 【請求項7】

前記少なくとも1つのキー組み合わせ要素は、少なくとも1つの錠組み合わせ要素を付勢するため複数の接触面を具えていることを特徴とする請求項5または請求項6に記載のキー。

#### 【請求項8】

前記少なくとも1つのキー組み合わせ要素は、前記凹部から延在する弧状の切欠き内で旋回するように取り付けられた共通のベースから延在する一対の弾性アームを具え、前記凹部には前記弧状の切欠きから半径方向に拡がる溝が形成され、この溝の壁が前記弾性アームの角運動の範囲を画成することを特徴とする請求項5または請求項6に記載のキー。

#### 【請求項9】

シリンダー錠ハウジングと、  
このシリンダー錠ハウジング内に配されてこれに対し相対回転するように設けられ、かつキー溝を有するプラグと、

端縁面によってつながった概ね平らな反対側を向く第1および第2の側面を画成する概ね細長い軸部を具え、かつ前記第1そして第2の側面の少なくとも一方にキー組み合わせ面を画成するキーカットが形成されたキーと、

前記細長い軸部に対して可動に配され、かつシリンダー錠プラグに配された錠組み合わせ要素に接触することができるようになっており、この錠組み合わせ要素に対して付勢力を加えるための固有エネルギーを有し、前記細長い軸部に形成した凹部に配され、かつ前記第1および第2の側面の両方を越えて前記凹部から外側へ弾性的に突出可能である弾性アームを具える少なくとも1つのキー組み合わせ要素と  
を具えたことを特徴とする錠。

#### 【請求項10】

前記少なくとも1つのキー組み合わせ要素が旋回軸線を中心として旋回可能であることを特徴とする請求項9に記載の錠。

#### 【請求項11】

前記シリンダー錠は、前記プラグ内で滑動するように配され、かつシリンダー錠ハウジングに形成された穴に配された駆動ピンに対して動くことができるプラグピンを具え、前記キー組み合わせ要素は、前記プラグに配された錠組み合わせ要素に接触するようになっていることを特徴とする請求項9または請求項10に記載の錠。

#### 【請求項12】

どの前記側面からキー組み合わせ要素が突出するかは、錠組み合わせ要素の位置によって自動的に決まることを特徴とする請求項9から請求項11の何れかに記載の錠。

#### 【請求項13】

前記キーが前記キー溝を通って直線状に動く場合、前記キー組み合わせ要素は、これが前記旋回軸線を中心として旋回するように、半径方向に動くことを特徴とする請求項10に記載の錠。

#### 【請求項14】

異なる反対側を向くキー組み合わせ要素を具えていることを特徴とする請求項9から請求項13の何れかに記載の錠。